

令和8年度 松山市立立岩小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月8日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、立岩小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
学級担任、養護教諭

【家庭地域等】

P T A、学校評議員、公民館等

【外部専門家】

・弁護士
・松山西警察署
・北条北中スクール
カウンセラー
・教育支援センター等

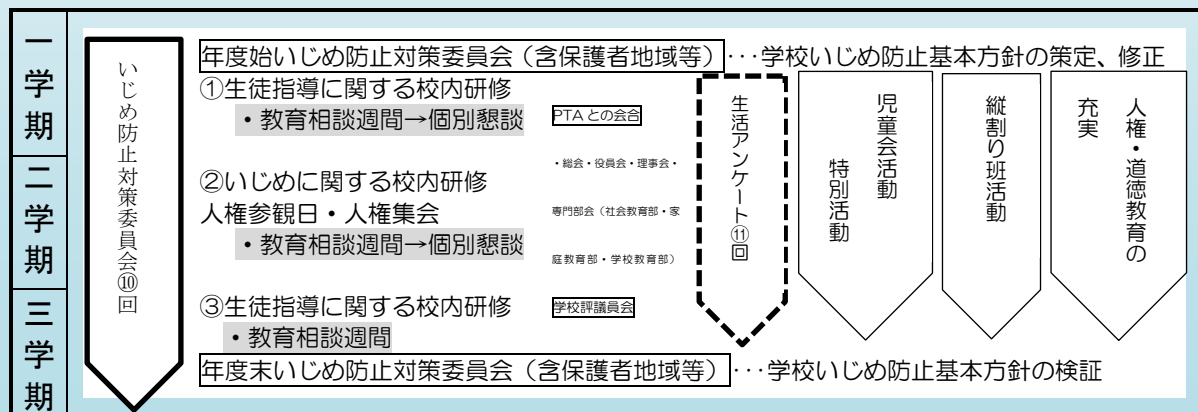
【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども相談課
警察
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 生徒指導主事は「松山市いじめ対応アクションプラン(改訂版)」を活用した校内研修を実施したり、研修会で得た情報を伝えたりして、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の情報共有の徹底を図る。また、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上に努める。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込むなどして、児童への未然防止教育を行う。
- ④ 道徳実践力を培う道徳教育を推進する。特に道徳科においていじめ問題を重視する。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が主体的に取り組む活動を計画する。「えひめいじめSTOP! デイ plus」や松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 月に1度「いじめ0の日」を位置付け、教師、子ども、保護者、地域の全てが「いじめを許さない。」という共通認識をもち、いじめの防止に努める。
- ⑨ シェアリングやエンカウンターを取り入れた集会活動を行い、自己有用感を高め、お互いを認め合える仲間づくりに努める。
- ⑩ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や指導方法を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 学校・家庭生活における児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。
- ② 毎月、家庭と児童に生活アンケート（いじめに関するアンケート）を実施することでいじめの発見につなげるとともに、個別面談、日記の活用等、きめ細やかな実態把握に努める。
- ③ 放課後子どもクラブの職員と情報を共有し、指導にあたる。
- ④ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ⑤ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない子どもやいじめを発見した友達や保護者といった第三者からの通報を通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ **学校以外の相談窓口(松山市子ども相談課等)について周知する。**

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から積極的かつ的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、必ず複数の教員で対応して正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は決して一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係を丁寧に聞き取り、その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を丁寧に行う。暴力行為を伴うものに対しては、些細なものや仮に故意でなかったとしても、その場で注意・指導を行い、謝罪が必要であることを伝える。いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、深刻化させない、またその再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
生活アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍聴者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。そして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上でのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、**松山西警察署**に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた時は**松山西警察署**と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに**松山西警察署**に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の中に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレス、SOSに気がつきましょう。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」や「観衆」「傍聴者」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○ 立岩の子どもたち を温かく見守り、子どもたちに 声掛けをお願いします。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、 家庭や学校に連絡してください。 ○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。 地域が子どもにとっての安らぎの場となるようにご協力ください。